都市計画税の充当される経費について

都市計画税は、「都市計画法」に基づいて実施する都市計画事業に要する費用に充てることを目的とした地方税です。
令和元年度尾花沢市一般会計決算における都市計画税の充当状況は、下記のとおりです。

【　歳　入　】　　都市計画税　　**64,334** 千円

【　歳　出　】　　都市計画事業に要する費用　　**216,371** 千円

単位：千円

事業		事業費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	都市計画税	その他
都市計画事業	都市下水路費	1,105	0	0	0	329	776
	公園費	2,785	0	0	0	828	1,957
	下水道費	191,755	0	0	0	57,014	134,741
	公債費（都市計画事業債分）	20,726	0	0	0	6,163	14,563
合計		216,371	0	0	0	64,334	152,037

※都市計画税は、各事業の充当対象経費に要する一般財源の比率に応じて按分し充当しています。